

会 議 録

枚方市ホームページ掲載用
会議録(部分公表)

会 議 の 名 称	令和7年度 第2回枚方市美術推進委員協議会
開 催 日 時	令和7年11月18日(火) 14時 から 16時まで
開 催 場 所	枚方市総合文化芸術センター別館5階第6会議室
出 席 者	橋爪節也会長、平井啓修副会長、小川知子委員、小口斉子委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1) 報告事項 ①令和7年8月から令和7年11月に係る事業報告について ②総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用結果 (2) 協議案件 ①今後の事業予定について ②総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用予定 ③市所蔵作品の修復計画について(案) ④枚方市の美術家展の新規出展者について ⑤美術品寄贈について (3) その他 ①枚方ゆかりの作家の生没年等について
提 出 さ れ た 資 料 等 の 名	《会議資料》 資料1 令和7年8月から11月に係る事業報告 資料2 総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用結果 非公開 資料3 今後の事業予定 非公開 資料4 総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用予定 非公開 資料5 第5回枚方市展の応募状況等について 非公開 資料6 市所蔵作品の修復計画について(案) 非公開 資料7 枚方の美術家展の新規出展者について 非公開 資料8 寄贈作品について 非公開 資料9 枚方市ゆかりの作家の生没年等について 非公開
決 定 事 項	(1) 報告事項については各委員に確認した。 (2) ①協議案件については各委員の意見を踏まえ実施していく。 ②枚方市展の日本画部門の応募増に向けた工夫を継続する。 ③美術品修復は修復結果を検証しながら、少しずつ発注することが望ましい。 ④枚方の美術家展の新規出品作家4名の追加を承認された。 ⑤美術品寄贈について、受贈に向けて進めていく。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	部分公表 枚方市情報公開条例第5条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行う会議の会議録のため。
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	観光にぎわい部 文化生涯学習課

審 議 内 容	
1. 開会	
会 長：	定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度第2回枚方市美術推進委員協議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。それでは最初に、本日の配布資料の確認を事務局からお願いいたします。
事務局：	(資料の確認)
2. 案件	
会 長：	それでは、案件に移ります。それでは最初に、私から一言申し上げますが、いつも一生懸命活動されて、すごく充実していますが、あまりにも多岐にわたるので、時々全体が分からなくなります。枚方市として、こういう大きな流れで美術事業を捉えてるということを念頭に置いて、ご説明いただければと思います。それでは、報告事項①令和7年8月から11月に係る事業報告について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局：	(資料1について事務局より説明)
会 長：	ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見とか、何かご質問等がございましたらお願いします。
委 員：	6ページの「小・中学生絵画コンクール」の入場者数が、昨年よりもだいぶ多くなっていますが、何か工夫をされたことはありますか。
事務局：	この期間に私立学校の吹奏楽のコンサートや、「くらわんかフェスティバル」というダンスのフェスティバルなどがありまして、その方々がかなりこの展覧会を見に来られたということがありました。意図的にそういう組み方をするのも、こういう展示を見ていただく機会がいいなと私たちもすごく感じましたし、入場者の伸びもよくて良かったです。
会 長：	最初の1の「高校生書道展」の参加校が増えたということですが、この地域の高校って何校あるんですか。つまり、この枚方、北河内地区の高校は、13校参加しているとありますが、この地域に何校のうち13校ですか。
事務局：	18校です。
会 長：	ではもう少しで完全制覇するということですか。
事務局：	書道部の顧問の先生が企画されているので、多分、書道部がある高校は参加されていると思われます。
会 長：	分かりました。

会 長：	それと、3 ページの報告の中で、マロン・シャンティというのがどういう方であるのかがよく分かりませんでした。他の作家の方でもいくつかそういうことがあると思います。 次に、2 ページ目の「ティーンフラッシュ」です。ティーンフラッシュの対象が、「ハサミが使える年齢から小学生以下」となっていますが、その次の内容には「地域の高校生が作成した枚方の未来の地図」と書いてあります。小学生対象であるのに、内容には高校生が作成したものを展示したように書いてありますので、報告書として読んだ時、混乱しないでしょうか。これは「みんなで創ろう！この街の未来」とは、こんな未来図だったとか記載があってもいいでしょう、という感想がございます。 それと、もう 1 点感じたのは、7 ページの「市民総合文化祭」ですが、16 ページの「枚方の美術家展」は、枚方在住の本当のプロのアーティストが対象。一方で、枚方市展というのは一般の人から公募しているが、枚方の美術家展に出品するような人が含まれているのかどうかということが分からない。それで、この市民総合文化祭の作品の審査がどういう風に、誰が選んでいるというのも、分かりにくい。それぞれのイベントの対象や主旨の整合性を説明したほうがいい。
事務局：	市民総合文化祭は、市民対象で応募作品は全点展示しますので、選んでいません。
会 長：	アンデパンダン展方式ですね。
事務局：	はい、どなたでもというのが市民総合文化祭で、市展は審査がございます。市展は年齢制限がございますが、市民総合文化祭は年齢制限がございませんで、市内在住・在学・在職の方でしたら、どなたでも応募できます。
会 長：	では、市民総合文化祭の応募要項に「どなたでも展示しますからご参加ください」と記載すると、さらに増えるのでしょうか。つまり、これ自体を盛り上げたいのかどうかということところです。なぜ盛り上げるかということ、市民にとっては自分の作品が展示されるということは非常に楽しい。展示を機会にこの芸術センターを応援しようという方に方向付けられる機会かもしれません。
事務局：	そうですね。来年、また同じ時期にやりますので、出品しやすいようなフレーズといいますか。
会 長：	そうですね。市民が、「私にも展示できるスペースをつくってください」という意見に対して、対応しましたというような感じにもなります。それくらいの方がいいかもしれないというのが、私の感想でございます。他の委員の方。副会長は何かないですか。
副会長：	気になった点が 1 つ、12 ページの「アートでおしゃべり」の参加者数が、午前中が 4 名というのが気になりました。広報が遅れたのか、これまで実施しているから参加者が一巡して、少なくなってきたから、来年から考え直そうとされているのか。何かコメントがあればお願いします。もったいないなと思ってしまして、せっかく実施されていて、30 名定員であれば、もう少し来てもいいなと思いますし、やっていらっしゃること自体は、私はすごくいいと思います。やはり鑑賞教育ということが必要だと思うので、実施していけばいいと思いますが、広報の仕方を変えられるのか、何か策があれば教えてください。
事務局：	今回は私どものプランニングのミスです。 開催日が運動会と重なってしまいました。以前参加された方などに声をかけましたが、残念ながら行けないという方がとても多かったです。なので、日程をもう少し考えて、進めていきたいなと思っております。
副会長：	分かりました。ありがとうございます。実は私どもの美術館でも、小学生とか中学生までの方を対象にしたようなイベントをやると、すごく喜んでくださるし、実は結構、定員を超えてくるようなことが多くて、なぜなんだろうというのを教育普及の方に聞くと、担当の人は、お母様とか保護者の方からそういう場があまりないし、すごくありがたい、もっとやってほしいということをお聞きしています。せっかくいいイベントなのに、とてももったいないなと思います。

会 長：	動画などは撮影していますか。こうした活動を面白い動画にしてホームページに載せると面白いのではないかと。そういうのが良い宣伝になると思います。最近は動画を撮って編集するのも簡単になりましたから。こうした動画は記録としては残りますので、重要だと思います。
委 員：	動画撮影には参加者の方の同意を得なければならないので、ハードルが高いかもしれません。
事務局：	そうですね。前回も先生方からお褒めいただき、頑張って2回目を実施しましたが、懲りずに続けていきたいという風には思っております。
副会長：	京都国立近代美術館は普及関係についての報告は基本的にウェブで上げています。おっしゃったように肖像権の問題があるので、参加される方々に同意書を書いていただいています。京都国立近代美術館の場合は、ワークショップであれば500円を徴収するため、お支払いの際に同意書の記入をお願いしています。難しい方は撮影しませんという風にしていただいています。
委 員：	動画のつながりでいくと、アーツプラウトはウェブでアップされたということですが、反応はかがでしたか。
事務局：	毎回、アーツプラウトは来場が難しい方のために、解説付の動画を撮影し、アップしています。
委 員：	コロナ以降で動画配信がすごく増えました。先ほどのワークショップでも、先生が撮影されていました。
会 長：	昔はプロのカメラマンに来てもらって撮影から編集までをお願いしてましたが、最近はお金をかけずに撮影が可能かと思います。そういう点でいうと、この報告の中で、動画の公開というような項目を作って、総合文化芸術センターと御殿山生涯学習美術センターで開催しているイベントを動画にして公開すれば、すっきりするような気がします。その先、ここをどう進めるかという議論をする時にもいいのではないかと思います。これは委員としての要望になります。
事務局：	なかなか肖像権の問題があつて、難しいところは確かにあります。写真を撮る時、表彰式などでも事前に、写真を撮りますがよろしいですかと受付で、お断りを入れさせていただいています。確かに楽しそうな雰囲気動画になれば、次の参加にもつながっていくと思います。
会 長：	そうですね。そういうことを一度考えて、それをこの報告事項の1項目にでもしてしまえば、とても分かりやすい。他にご意見ございますか。 それでは続きまして、報告事項2、総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用結果について、事務局からのご説明をお願いいたします。
事務局：	(資料2について事務局より説明) 《枚方市情報公開条例第5条第1号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》
会 長：	次に、今後の事業計画についてお願いします。
事務局：	(資料3について事務局より説明) 《枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》

会 長：	次に、資料４のギャラリーの利用予定の説明をお願いします。
	(資料４について事務局より説明)
	《枚方市情報公開条例第５条第１号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》
会 長：	次は、市所蔵作品の修復計画についてご説明をお願いします。
事務局：	(資料６について事務局より説明)
	《枚方市情報公開条例第５条第６号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》
会 長：	では、次の案件、４、枚方の美術家展の新規出展者について、ご説明をお願いします。
事務局：	(資料７について事務局より説明)
	《枚方市情報公開条例第５条第１号及び６号に規定する情報が含まれるため非公開》
会 長：	では、次は、美術品寄贈について説明をお願いします。
事務局：	(資料８について事務局より説明)
	《枚方市情報公開条例第５条第１号及び６号に規定する情報が含まれるため非公開》
会 長：	では続いて、その他、３、枚方ゆかりの作家の生没年等について説明をお願いします。
事務局：	(資料９について事務局より説明)
	《枚方市情報公開条例第５条第６号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》
会 長：	以上で予定していた内容は終わりですが、何か委員の皆さんからご意見がございましたらお願いいたします。
	今日は色々議論できたので、意義のある会であったのではないかと思います。それでは、終了します。
事務局：	ありがとうございます。今日が令和７年度２回目の協議会でございますので、次回、令和７年度３回目の協議会につきましては、令和８年の３月の中旬か下旬頃を予定しておりますので、お忙しい中申し訳ないですが、また日程調整させていただきたいと思います。
会 長：	お疲れさまでした。
全 員：	ありがとうございました